政令第三百四十五号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条　国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十四年九月三十日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

一　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号タに掲げる業務に関する調整及び次条第一号から第三号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合南スーダン共和国ミッション軍事部門司令部において行われるもの

二　次条第四号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの

三　法第四条第二項第三号に掲げる事務

2　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（政令で定める業務）

第二条　南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　物資の調達に関する調整

二　飲食物の調製に関する調整

三　宿泊又は作業のための施設の維持管理に関する調整

四　データベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理

（国際平和協力手当）

第三条　南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3　前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

一　南スーダン内の地域において業務を行う場合（二の項に規定する場合を除く。）	一万六千円
二　南スーダン内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と一の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合	六千円

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
外務大臣　玄葉光一郎

省　令

○総務省令第百四十八号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十八日

総務大臣　川端　達夫

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の七日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「時期」を「日」に改める。

第二条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の七日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「時期」を「日」に改める。

第二条の二の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条中「認可を受けようとする」を「届出をしようとする」に改め、「ときは」の下に「、当該業務の開始の日の三十日前までに」を加え、「次の」を「次に掲げる」に、「申請書」を「届出書」に改め、同条第二号中「開始時期」を「開始の日」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の三　総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百八十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項に規定する国民経済計算の作成基準を変更したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

国民経済計算の作成基準

1　概論

(1)　国民経済計算は、我が国の経済の全体像を、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。

(2)　本基準は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠した統計を作成する上で必要となる事項を定める。

2　勘定系列

我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて記録することにより把握される。その際、フローについては源泉と使途の側面から、ストックについては資産と負債の側面から捕捉し、それぞれの整合性を図る。

このため、次に定める表を作成し、編成し直した上で公表する。

(1)　経常的取引に関する勘定

ア　生産に関する勘定

イ　所得の発生に関する勘定

ウ　第１次所得の配分に関する勘定

エ　所得の第２次分配に関する勘定

オ　現物所得の再分配に関する勘定

カ　所得の使用に関する勘定

(2)　資産や負債の蓄積に関する勘定

ア　資本取引に関する勘定

イ　金融取引に関する勘定

ウ　その他の資産変動に関する勘定

(3)　貸借対照表に関する勘定

(4)　一国経済全体に関する勘定

(5)　補足的な表